



広報 12月号 No. 146 おんが

発行 昭和47年12月5日

発行所 遠賀町役場庶務課

印刷 冷牟田印刷合資会社



～遠賀町の発展をになう、かけ橋～ (鹿児島本線遠賀跨線橋)

鹿児島本線と立体交差する跨線橋工事は3月末完成を目ざして順調に進んでおり、これが完成すれば、南部地区の開発、発展が約束される。

人のうごき (11月の住民基 本台帳から)

人口	9,843人	(△3)
男	4,679	(+8)
女	5,164	(△11)
世帯数	2,578戸	(+10)

() 内は前月比

- 三十一日 大みそか、除夜の鐘
- 二十八日 官庁ご用納め
- 二十五日 クリスマス
- 十日 世界人権宣言記念日
- 一日 歳末たすけあい運動
映画の日

十二月のこよみ



衆議院議員総選挙迫る

12月10日投票日

正しい選挙で豊かな生活を

第三十三回衆議院議員総選挙が来る十二月十日行われます。

今回の総選挙は七〇年代における最初の選挙であり、選挙の結果は戦後政治の重要な転換期にある七〇年代の日本の進路をきめるものといえるでしょう。その意味では有権者の一票一票は重大な意義をもっています。

申すまでもなく総選挙は、政党や候補者にとっては、国民から審判をうけるものであり、国民にとっては、主権者として政治に参加する絶好の機会であります。

したがって私たち有権者は、義理人情や利害誘導といった間違った選挙運動に迷わされることなく

く、主権者として国の将来を充分考えて、自覚と責任ある一票を投じる義務があります。

そのためには、政見放送、選挙公報、演説会など、見たり、聞いたりする機会を有効に利用し、政党や候補者の主義主張、あるいは過去の実績を正しく判断する必要があります。

とかく国の選挙は地方選挙に比較して関心が薄いようですが、国の将来を左右する重大な意義があることを認識して「豊かで平和な住みよい日本」をつくるという立場に立って、自覚と責任ある投票をして、主権者としての権利と義務を果しましょう。

一人権を守り育ててよい社会

無料人権相談、心配ごと相談

合同相談所開設のお知らせ

もしあなたの身のまわりに、理由なく無理を強いられたい、人格を無視されたい、悩んでいられる人はありませんか、又農地、借地借家、金銭貸借、戸籍登記その他家庭内のいざこざで心配されて

相談日時 12月14日 10時～15時
相談場所 遠賀町役場

相談者

人権擁護委員

柴田 開
篠田 寿

福岡法務局 支局職員
その他民生委員、保護司ほか

お互いの人権を尊重し 平和で明るい生活を

私達の憲法は「国民はすべての基本的権利の享有を妨げられない」とい、また「すべて国民は個人として尊重される」と定めています。

国民はみな、法の下に平等であるばかりでなく、特に生命や自由や幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他国政の上で最大の尊重が必要とされており、

国民の不断の努力によってこれを保持しなければならぬ」のであります。

わたくし達の人権を守るのは、わたくし達なのです。そして、自分の人権を守ろうと思えば他人の人権を尊重せねばなりません。先ず、自分のまわりでお互いの人権を尊重し合うとともに、一人の人権が侵されたときは、あくまでこれを是正していくことが、わたくし達みんなのつとめであり、

基本的人権の享有

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

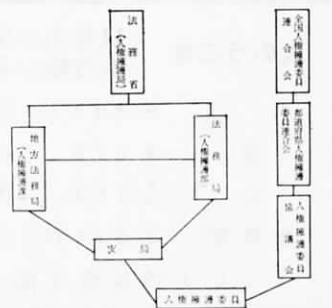
(憲法第十一条)

基本的人権の本質

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法第九十七条)

○法務省人権擁護機関の機構図



○人権擁護委員とは

市町村の住民の中から、法務大臣により人権擁護委員として委嘱された人で、現在全国で約一万人が配置され仕事の内容はおよそ次のとおりです。

- 1 人権侵害事件があれば、法務局または地方法務局に報告して、事実の有無を調査し、事件を処理します。
- 2 地域住民のために、各種人権相談に応じます。
- 3 人権擁護に関する各種の広報活動をします。

○基本的人権（人権）とは

私達人一人一人が生まれたときから持っている権利と自由を謂い、社会生活をするうえに必要な権利・自由であります。すなわち平たく言いますと「人間が生活を送るのに必要な人間としての権利・自由」を意味しております。そして私達が人として扱われないために幸せな生活ができないとき「人権が侵された」というのです。

晴れて成人の日を迎える方々

一月十五日は「成人の日」です。この日は「おとなになつたことを自覚し、自ら生きぬこうとする青年を祝いはげます」祝日であり遠賀町でも皆さんの成人を祝福するため一月十五日に記念行事を行いますので是非ご参加ください。なお該当者は次のとおりですが万一もれた方がありましたら至急教育委員会事務局までご連絡ください。該当者は昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生れた者

祝日であり遠賀町でも皆さんの成人を祝福するため一月十五日に記念行事を行いますので是非ご参加ください。なお該当者は次のとおりですが万一もれた方がありましたら至急教育委員会事務局までご連絡ください。該当者は昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までに生れた者

島津

奥田 玲子 坂本 房江
矢野 明美 矢野 初美
矢野 絹代 矢野 紀美子
矢野 正文

花田 恭一 広田 美帆子
吉田 広

別府

若松
今村須美子 江頭 敏和
金崎 茂 田原真由美
原 一広 舩添 末子
丸井 雅子

安藤 睦男 安藤 康夫
浦中 恵一 宇賀 利行
江藤 和弘 大塚 順子
木原 彰 柴田 優子
柴尾紀美子 田中 昭利
中井 すみ 二田口久光
堀 優子 右田 洋子
村井美登里

鬼津

入江 克己 井口 玲子
井口 正子 今土 隆則
太田美奈子 太田 広行
秦 絹子 秦 武子
二村 正行 二村寿弥子

今古賀
井上 裕子 柴田 誠人
二村 裕子 師岡 龍馬
和田 照子

尾崎

森重 善明
杉野 敦彦 大村 高志
佐瀨 広康 田中 嘉和
田中 茂 中西真由美
林 勝子 旗生 和也

遠賀川
石松リツ子 宇田 行晴
大角 弘美 小野 和孝
成田 正治 木庭 一郎
倉光 辰生 小松原 剣
国場 春吉 神谷 勝美
境 洋子 田中 恵子

千代丸

安藤 聖 花田さよ子

中村真理子 中村シズ子
内藤 道恵 元田昭二郎
益崎 隆全 松岡 健司

新町

道庭 重美 村田 範子
力丸 栄子
浅川むつみ 井上 真澄
石井 謙二 石丸美代子
出水 義明 大西八重子
木本 信子 佐々木静子
下野友利子 谷口 妙子
武谷 宣枝 永田 秀美
野中 恵子 浜田 淳
平野 春美 古川 義智
藤山喜美子 松田 芳治
三好輝美雄 山上 義明
山川 敏代 綿貫 洋子

東町

古賀久美子 峯 静枝
力丸久美子
青木 一代 井之脇 隆
尾形 幸江 後藤美佐子
重松千鶴代 高橋 重雄
中村 早苗 平島真利枝
吉井 厚子 坂井 俊博

西町

石田 隆一 桑村 慶子
野平 清明
一田 淳子 岩崎 妙子
瓜生 慶吾 白木 勝己
重見香代子 志和 福栄
田中 妙子 谷口 泉
浪松 正一 藤原貴志子
松本 和子 松本 弘子
松本 妙子 村田 広子
村田 洋子 森 昭子
門司 園恵

浅木

上田 徳和 占部 恵子
小西 好信 白石 晴美
白木 茂樹 嶋田カヨ子
森永 一広 毛利 昭彦
安永 幸代 福田 耕蔵

木守

大平工業寮
高崎 和子 高崎 一男
添田 善松 添田 俊作
森田 和子 合使 博

老良

白氷寮
石井 龍造 金子 佳嗣
土井 節夫 松村 和一
松尾 正彦 八木 良一
森近 慎夫

印鑑登録と証明について

- 1 登録する印鑑
- 1 登録を受ける印鑑は、氏だけでなく名も入れましょう。
- 2 出来合いの市販している印鑑は、全く同じものがあり不適当です。全から登録できません。
- 3 ふちのない印鑑、き損ま滅した印鑑等も登録できません。
- 4 現在、出来合いの印鑑、ふちの欠けた印鑑で登録している人は、至急改印して下さい。
- 2 登録(改印)の手続き及び証明書の交付請求
- 1 印鑑登録(改印)申請は本人の利益を守るために大事なことで、すから病氣などの特別の事由のない限り本人が役場に来て下さい。
- 2 印鑑登録申請は役場の所定の用紙でないと申請できません。
- 3 代理人による場合は手続きが面倒になり、登録申請と同時に原則として印鑑証明書の発行ができません。
- 4 証明書を代理人に請求させるときは、自筆の委任状を添えて下さい。
- 5 委任状の書き方については、見本を差し上げますので請求して下さい。

老良、若松納税組合

知事表彰をうける

去る十月二十六日、福岡市内、福岡相互銀行に於て、昭和四十七年度個人県民税に關して納税成績が特に優良である県下二十六団体に對して県知事納税表彰式が行われました。

亀井知事から親しく各組合の代表者に表彰状が手渡され、来賓多数出席のもとに盛大かつ厳肅のうちに式典が終りました。

遠賀町からこの名譽ある表彰に老良及び若松の納税組合が授彰いたしました。

このことを町民の皆さまと共に慶び申しあげます。

恩給法、援護法の改正

今年十月一日から一部法が改正されましたのでお知らせいたします。

記

◎特別弔慰金関係

次に該当される方は、三万円の特別弔慰金が支給されます。

- 一、昭和四十年四月一日迄に弔慰金の受給権があり昭和四十年四月一日から昭和四十七年三月三十一日迄の間に公務扶助料、遺族年金等が失権し、四十七年四月一日に他に公務扶助料、遺族年金等を受ける者がいなくなつた戦没者の遺族。
- 二、昭和四十年四月二日から四十七年四月一日迄に弔慰金の受給権があり、公務扶助料、遺族年金等の受給権があったが、昭和四十七年三月三十一日迄に、こ

れらの年金の受給権が失権し、四十七年四月一日に他に受給権者がなく戦没者の遺族。

- 三、昭和四十年四月二日から四十七年四月一日迄に弔慰金の受給権のみがあった戦没者の遺族。

◎弔慰金の受給権のある者とは、戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等で弔慰金の裁定を受けた者。

遺族援護法関係

次に該当する傷病者に障害年金を、死亡者の遺族に遺族給与金、遺族年金及び弔慰金を又、公務傷病併発傷病による障害者に障害年金を、死亡者の遺族に遺族一時金が支給される。

- 一、もとの陸海軍部内の有給軍属日赤救護員が昭和十二年七月七日から十六年十二月七日迄の間

に本邦等で公務傷病にかかり、これによる障害又は死亡した場合。

- 二、満鉄軍属等及び日赤救護員が昭和十二年七月七日から十六年十二月七日迄の間、満洲において公務傷病にかかりこれによる障害又は死亡した場合。
- 三、満洲開拓青年義勇隊員が昭和十四年十二月二十二日から十六年十二月七日迄の間に満洲において公務傷病にかかり、これによる障害又は死亡した場合。

サラリーマンの年末調整

サラリーマンの所得税は、給与の支払者が給与を支払う際に、その給与に應じた所得税を差し引いて納める源泉徴収制度になっています。

そして、この十二月には、ことし一年間に源泉徴収された所得税を精算するための年末調整が行なわれます。

そこで年末調整にあたってサラリーマンに注意してほしい点をお知らせします。

- 1 扶養親族や配偶者控除が受けられる配偶者などに異動があったときには、そのつど「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、勤務先に提出するようになっていますが、提出されていない人は十二月の給与の支払

日の前日までに提出して下さい。

なお、ことしから扶養親族のうち七〇才以上の老人で障害者でない人については一六万円の老人扶養控除が受けられ、一般の一四万円の扶養控除にくらべて有利になりました。

また、未亡人で年間所得が一五〇万円以下の人は子供などの扶養親族がなくても「寡婦控除」が受けられることになりました。

- 2 社会保険料小規模企業共済等の掛金、生命保険料、損害保険料などの控除を受けようとする人は、十二月の給与支払日の前日までに「昭和四十七年度分給与所得者の保険料控除申告書」を、勤務先に提出してください。

- 3 住宅や宅地を買うために一定の要件のもとに地方住宅供給公社に積金をしたり、日本住宅公団の宅地債券を購入したり、銀行などへ預金している場合には、ことし中に積立てた金額の四パーセント相当額(最高限度二万円)が、住宅貯蓄控除として税額から差し引かれます。

- 4 年末調整が行なわれますが、そのつど「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、勤務先に提出する必要がありますが、提出が完了していませんが、災害や盗難にあつた人などは、確定申告をしてもらうことができます。

他人や、多額の医療費の支払をした人などは、確定申告をして納め過ぎた税金の還付をしてもらうことができます。

確定申告の期間は昭和四十八年二月十六日から三月十五日までです。

歳末たすけあい募金について

歳末たすけあい募金について

歳末が近くなりました。老人、両親を失った子供、又、父親を無くした母と子等色々と恵まれない人々が施設に居られます。

このようならにみんな楽しんで正月を迎えられるよう歳末たすけあい募金に御協力と御援助をいただきますようお願いいたします。

献血に御協力願います

献血に御協力願います

今年第三回目の愛の献血を左記のとおり実施いたしますので、是非御協力願います。

献血は人のためであり又、自分(家族)のためです。献血に参加しただけですと万一家庭で血液が必要になりました時はいづれでも必要量の血液を受けることが出来ませんので、一世帯一人は献血に参加いたしましたよう。

記

日時 四十七年十二月十三日
午前十時～午後四時

場所 町公民館ホール

白秋祭献詩入選

遠中の増水、松浦さん

去る十一月二日、柳川市で催された「白秋祭」で、中学生の献詩七百七十五編の中から、遠賀中学校の二年生増水里美、松浦葉子さんの二名が二席に入賞しました。

遠賀中学校は優秀な成績で昨年、一昨年と連続二年一席を占めました。連続三年一席をねらっていましたが、二席に二名という成績に終わりましたが、他校に比べるとやはりすばらしい成績です。次の増水さん、松浦さんの詩を読んでいただきたいと思ひます。

私の光る爪

二年 増水 里美

私の爪
なんとなく
すずの音に身をつつんだ
不思議な魚のうろこにている
五本の中に
五つの魚のうろこ
くしのように並んでいる
魚のうろこ
銀の魚がくしをくわえて
指の間を通りぬける
くしは
銀の魚に連れられて
美しいかみに流れる
爪の上に光る
魚のうろこ一枚が
十枚と
きらきら
いつも
私の爪の魚は光っている

よくばりな風船

二年 松浦 葉子

少女のよくばりな風船
木の枝につきささったのではない
カラスがやってきて
つづいたのでもない
小さな子供達がやってきて
もっていったのでもない
大きな
大きな夢をもちすぎて
力つきてしぼんでしまった
かわいそうなよくばりな風船
よくばりな風船は
空想好きな少女の心
よくばりな風船は
まぼろしの世界を
勝手に作り上げてしまった
少女の心
あまりにもすぎて
思ひすぎでいた
少女の心

まぼろしの世界は
ちっとも悪くないのに
少女の心だけがみだされなくて
しぼんでしまった
かわいそうなよくばりな風船さん
よくばりな風船はもう飛ばない
少女の心はもうふくれぬい
かわいそうなよくばりな風船さん

遠賀町椎茸生産組合設立に ともなう組合加入について

町内の椎茸栽培農家は年々増え
ており、栽培技術も向上して良質
の品が生産されておりますが、今
後は生産農家の組織の確立を計り
技術研修や共同販売体制に有利な
販売の方法などの研究が最も必要
と思われましますので加入希望者は左
記により申込みください。

記

1、申込先 役場産業課 振興係

2、申込期限 昭和47年12月13日
(電話でも結構です)

◎詳細なことにつきましても、産
業課にお尋ねください。

年末の小包は

十二月十五日までに

年末押しせまってから出されま
すと、郵便局では年賀状の処理と
重なるため、年内配達ができなく
なります。

ぜひ早めに、お出しください。

小包をお出しになるときは、

○郵便番号は正しくはっきりと

郵便物はすべて郵便番号で区分
されます。あて名にも、あなた
の住所にも郵便番号を正確に、
はっきりとお書きください。

○あて名は、はっきりと、

あて名は大きく、番地、室番号

肩書などまではっきり記載して
ください。

○包装は、しっかりと、

小包は、内容品に適した材料で
しっかりと包装し、じょうぶな
ひもで、はずれないようにひも
をかけて、あて名を書いた荷札
を二枚つけてください。

保健メモ

しもやけ追放

冬がすぐそこまでやってきま
した。これからの寒い季節は、
しもやけに悩まされる人も多い
ことでしょう。毎年きまつたよ
うにしもやけにかかる人は、い
まが一番大切な時期。根気よく
予防につとめれば、今年の冬は
しもやけ知らずです。

びきますから、早めに専門の先
生に相談しましょう。家庭での
治療は、血管を拡張する軟膏を
ぬって、たんねんにマッサージ
をすることです。



しもやけは、こども若い女性
に多くみられます。寒さで皮膚
の血管がちぢみばなしになり、
血液の循環が悪くなるためにお
こるもので、手足の先や耳、
鼻、頬などにでき、強いかゆみ
をとまいません。また寒さばか
りでなく、しつけや栄養のとり
かたにも関係があります。

しもやけができてしまったと
きは、かゆいからといって局所
をかきこわすことは絶対に禁物
です。水ぶくれになったり、破
れてただれたりすると治療が長
くなります。

とところで、みなさんは北海道
と東京の人とではどちらのほう
がしもやけが多いと思えます
か。答えは東京のほうです。し
もやけはしつけの多いところほ
どおこりやすいため、湿度の低
い北海道のほうが少ないので
す。しもやけ予防のポイント
は、はやめに手袋や靴下で保護
すること、水仕事のあとはよく
ふきとって油性クリームをぬる
こと、乾布まさつで皮膚をきた
え血行をよくすることなどで
す。これらはいずれも根気よく毎
日続けることが大切です。

今月の税金

固定資産税 第三期分
納期限 十二月二十日

期限内に完納しましょう

年末年始の
役場事務

役場事務は例年のとおり十二月二十八日午前中で「ご用納め」をいたします。一月三日までは窓口一般事務は取り扱いをいたしませんのでおしらせします。

特に印鑑証明、戸籍抄本、転出証明などは二十八日以降は交付できませんので必要な方は早目に用件を済ませてください。
ただし出生届、死亡届などの届出期間に定めのあるものについては当直者で取り扱いをします。

体力づくり「第一回
町民マラソン大会」
開催のお知らせ

明るい家庭は健康から、をキチンとキチンと本町におきまして、健康で明るい社会生活を樹立する

ため、町民皆マラソンを目標に実施します。多数の参加をお願いします。

1、期日 47年12月17日(日)

2、主催 遠賀町体育協会、遠賀町教育委員会

3、種別

(1)小学の部 2*

(2)中学の部 4*

(3)高校の部 6*

(4)大学の部 6*

(5)青年の部 6*(25才まで)

(6)壮年の部④4*(26才~29才)

(7)壮年の部⑤4*(30才~39才)

(8)壮年の部⑥4*(40才~49才)

(9)壮年の部⑦2*(50才以上)

(10)オープン部の部 6*(町外)

4、コース

スタート遠賀中学校グラウンド

尾崎折返し

5、申し込み方法

ハガキに住所・氏名・年令・職業または学校学年を記入して12月12日(火)まで遠賀町教育委員会あて申し込みのこと。

なお準備の都合で、切後の受付はしない。

剣道教室の
お知らせ

町公民館では十月から小・中学生を対象に剣道教室を開設しております。高校生以上の方で稽古を希望される方は左記の日程で実施しておりますので、どうぞおいでください。多数のお越しをお待ちしております。

6、日程

(1)受付 9時00分

(2)出走 10時00分(小・中生・壮年)

(3)出走 10時30分(高校・大学・青年・オープン)

(4)閉会式 11時

稽古日 毎週三回

日曜日 午後三時から

火曜日 午後五時三〇分から

金曜日 午後五時三〇分から

いずれも町公民館ホール

昭和47年度森林愛護
運動ポスター原画募
集について

左記のとおりポスター原画を募集致しますので多数応募されますようお知らせ致します。

募集要領

1、図柄

(1)ポスターの図柄は自由であるが、特に森林愛護、自然保護などの思想の高揚を強調したものである。
なお、図案中には一切文字を挿入しないものとする。

(2)創作に限ること。

2、応募資格

一般(小・中・高等学校児童生徒を除く)

3、締切期限および提出先

(1)締切期限 昭和47年12月20日

(2)提出先 役場産業課 振興係

4、用紙

(1)画用紙またはケント紙 縦51cm、横36cm(B3)を基準とし縦書きとするものとする。

(2)図案裏面に応募者の住所、氏名、年令、性別、職業を明記するものとする。
なお、その他不明な点につきましては、産業課にお尋ねください。

香典返しお礼

次の方々から町社会福祉協議会にご寄付をいただきました。
心から故人のご冥福をお祈りいたし、厚くお礼申し上げます。

一、金 沓封

故 水上サツ様 道管 水上又助殿

故 松本熊平様 浅木 松本三男殿

故 仲野サイ様 浅木 仲野 丈殿

故 筋田千歳様 上別府 筋田ハツエ殿

空手同好会員
募集について

健全な身体には健全な精神が宿ると申します。皆さんも日頃何かスポーツに打ち込みたいとお考えの事でしょう。